

## 第6章 整備基本計画

### 第1節 整備計画（重点分野）

本節では、重点分野として、石垣保存計画、園路整備計画、植生管理計画、サイン計画および排水設備計画の5分野に関する整備計画の内容を示す。

#### （1）石垣保存計画

史跡松江城の石垣は、これまで多くの場所で修理工事が行われ、江戸時代に築かれた石垣を見ることができる場所が少なくなっている。今後も松江城の石垣を末永く維持していくため、次のような方針および計画に従って石垣の管理・保護を進めていく。

##### 1)基本方針

- ・石垣の安全性については、平成24～29年度（2012～2017）に本市が独自の方法で実施した石垣総合調査結果、危険度が「A」～「C」であった箇所を中心に、令和5年7月に文化庁から示された「文化財石垣耐診断指針（案）」「文化財石垣予備診断実施要領（案）」「文化財石垣対処方針策定要領（案）」、令和6年〔2024〕9月に示された「文化財石垣基礎診断実施要領（案）」に基づき、予備診断を実施した上で今後の対処方針を定める。
- ・石垣整備の基本的な方針は、『石垣整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修2015年）に倣うものとする。なお、間詰石補充など先行事例も参考にする。
- ・石垣の解体修理については、極力築城当初の石垣を保存することを前提とし、様々な対処方針を検討の結果、やむを得ない場合について解体修理に向けた検討を行う。

##### 参考「史跡松江城石垣総合調査（平成24～29年度）」

- ・松江市では、平成24～29年度（2012～2017）において石垣総合調査を実施し、城内304面すべての石垣について3次元レーザー測量を行い、石垣面ごとの個票（カルテ）に石垣の立地、形状、規模、勾配、石材種別、石積種別、孕みの有無や修理履歴などをまとめた。加えて、石垣各面について危険度判定を行った。
- ・危険度判定方法は「1次判定」として、石垣自体の変形や崩落危険性を目視により「a1」～「a3」の3段階（a1が危険度が高い）、「2次判定」として、石垣崩落時の人的被害や周辺施設への影響を「b1」～「b3」の3段階（b1が最

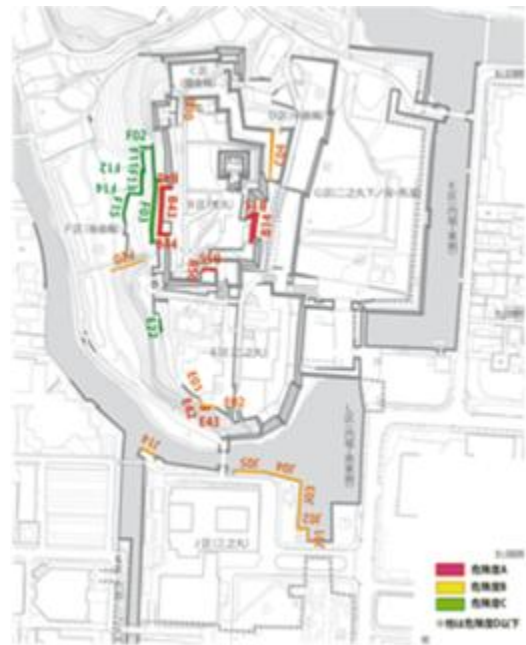


図6-1 石垣総合調査（平成24～29年度（2012～2017））による危険度判定結果

も影響が大きい)に評価し、両者を組み合わせて危険度を「A」～「G」の7区分(「A」が最も危険度が高い)に整理した。その結果、全304面のうち石垣の危険度が高い「A」～「C」の石垣は28面(全体の9.2%)存在することが判明した。

## 2) 「文化財石垣予備診断実施要領(案)」に拠る評価

### ア) 評価の方法

予備診断は、立地地盤・石垣の形状・改修履歴などから「基礎点」を採点し、石垣の変状程度から「変状点」を採点して「ア」～「カ」の6段階で判定を行う。

「ア」石垣がおおむね安定しているとみなされる。

(基礎点項目0～4点かつ変状点項目0～3点)

「イ」石垣に変状による問題は少ないが、形状的に地震時に不安定である可能性があり、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。

(基礎点項目5点以上かつ変状点項目0～3点)

「ウ」石垣が変状により不安定になっている可能性が高く、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。

(基礎点項目0～4点かつ変状点項目4～5点、4点(変状顕著)の項目なし)

「エ」石垣が形状、変状ともに不安定である可能性があり、活用方法の見直し、変位観察を行うとともに基礎診断を実施する必要がある。

(基礎点項目5点以上かつ変状点項目4～5点、4点(変状顕著)の項目なし)

「オ」石垣が変状により不安定になっている可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測(モニタリング)を行うとともに速やかに基礎診断を実施、あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある。

(基礎点項目0～4点かつ変状点項目6点以上もしくは4点(変状顕著)の項目あり)

「カ」石垣が形状、変状ともに不安定である可能性が極めて高く、活用方法の見直し、動態観測(モニタリング)を行うとともに速やかに基礎診断を実施、あるいは変状の進行があるなど緊急性の高いものは専門診断を実施する必要がある。

(基礎点項目5点以上かつ変状点項目6点以上もしくは4点(変状顕著)の項目あり)

### イ) 評価の結果

- 予備診断は、平成24～29年度(2012～2017)に本市が独自の方法で実施した石垣総合調査結果、危険度が「A」～「C」であった箇所に加えて、石垣崩落時に被害が発生する度合いが高いと想定される「b1」評価の箇所、石垣の構造上注意を要する箇所に加えて、今後大規模修理が見込まれる天守の台石垣全面を対象として実施した。

表 6-1 石垣危険度評価の整理と今後の対処方針

地区	番号	平成30年度診断			令和5年予備診断実施要領に拠る診断				対処方針
		評価			基礎点	変状点	判定	対処履歴	
		1次	2次	判定					
[A]▼	守台▼	▼	▼	▼					
A	01	a3		G	6	1	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	02	a3		G	6	1	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	03	a3		G	7	0	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	04	a3		G	7	0	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	05	a3		G	7	2	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	06	a2	b1	D	7	5	エ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	07	a3		G	6	1	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	08	a3		G	6	1	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	09	a3		G	6	1	イ		動態観測＋間詰石補充の検討
A	10	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
A	11	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
A	12	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
A	13	a3		G	8	※目視に限界があり、詳細不明			動態観測
A	14	a3		G	8	※目視に限界があり、詳細不明			動態観測
A	15	a3		G	7	※目視に限界があり、詳細不明			動態観測
A	16	a3		G	8	※目視に限界があり、詳細不明			動態観測
A	17	a3		G	8	※目視に限界があり、詳細不明			動態観測
A	18	a3		G	8	0	イ		動態観測
A	19	a3		G	8	0	イ		動態観測
A	20	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
A	21	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
A	22	a3		G	8	0	イ	安全対策済み	動態観測
[B]本丸地区									
B	02	a2	b1	D	3	3	ア		変位観察(目視)
B	05	a2	b1	D	★修理済み				対策終了
B	12	a3		G	★修理済み				対策終了
B	13	a3		G	★修理済み				対策終了
B	14	a1	b1	A	3	4	ウ		動態観測＋立入制限の検討
B	15	a1	b1	A	5	4	ウ		動態観測＋立入制限の検討
B	17	a2	b1	D	3	4	ウ		立入制限の検討
B	18	a2	b1	D	2	4	ウ		動態観測＋立入制限の検討
B	19	a3		G	5	2	イ		変位観察(目視)
B	20	a2	b1	D	4	3	ア		変位観察(目視)
B	28	a2	b1	D	5	6	カ		動態観測＋間詰石補充の検討
B	29	a2	b1	D	6	6	カ		動態観測＋間詰石補充の検討
B	30	a1	b2	B	6	9	カ		解体修理の検討
B	31	a2	b2	E	6	9	カ		解体修理の検討
B	32	a2	b1	D	4	4	ウ		立入制限の検討
B	40	a2	b1	D	5	6	カ		解体修理の検討
B	41	a2	b1	D	2	7	オ		動態観測＋立入制限の検討
B	42	a1	b1	A	2	9	オ		動態観測＋立入制限の検討
B	43	a1	b1	A	2	9	オ		動態観測＋立入制限の検討
B	44	a1	b1	A	2	9	オ		動態観測＋立入制限の検討
B	47	a2	b1	D	4	6	オ		動態観測＋立入制限の検討
B	53	a2	b1	D	6	4	エ		立入制限の検討
B	54	a2	b1	D	5	1	イ		変位観察(目視)
B	55	a1	b1	A	5	6	カ	落石ネット済み	動態観測
B	56	a1	b1	A	3	4	ウ		変位観測(目視)

表 6-1 石垣危険度評価の整理と今後の対処方針（つづき）

地区	番号	平成30年度診断			令和5年予備診断実施要領に拠る診断				対処方針	
		1次	2次	判定	基礎点	変状点	判定	対処履歴		
<b>【C】腰曲輪地区</b>										
C	04	a1	b2	B	4	10	オ	落石ネット済み	立入制限	
C	05	a2	b3	F	2	7	オ		立入制限	
C	06	a3		G	4	2	ア		変位観察(目視)	
C	12	a3		G	3	0	ア	修理済み	変位観察(目視)	
C	13	a3		G	5	0	イ	修理済み	変位観察(目視)	
C	14	a3		G	5	0	イ	修理済み	変位観察(目視)	
C	15	a3		G	3	0	ア	修理済み	変位観察(目視)	
C	16	a3		G	3	0	ア	修理済み	変位観察(目視)	
C	17	a3		G	3	3	ア	修理済み	変位観察(目視)	
C	18	a3		G	2	3	ア	修理済み	変位観察(目視)	
<b>【D】中曲輪地区</b>										
D	10	a2	b1	D	4	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
D	11	a2	b2	E	5	4	エ		動態観測＋立入制限の検討	
D	12	a2	b2	E	4	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
D	13	a2	b2	E	4	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
D	14	a2	b2	E	4	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
D	15	a2	b2	E	4	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
D	16	a3		G	4	3	ア		変位観察(目視)	
<b>【E】二之丸地区</b>										
E	01	a1	b2	B	★修理済み					
E	02	a1	b2	B	★修理済み					
E	22	a1	b3	C	3	7	オ		立入制限の検討	
E	42	a1	b1	A	★修理済み					
E	43	a1	b1	A	★修理済み					
<b>【F】後曲輪地区</b>										
F	02	a1	b3	C	5	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	03	a1	b3	C	9	5	エ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	07	a2	b1	D	11	3	イ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	08	a2	b1	D	9	5	エ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	09	a2	b1	D	9	3	イ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	10	a2	b1	D	9	7	カ		動態観測＋立入制限、間詰石の検討	
F	11	a1	b3	C	5	5	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	12	a1	b3	C	5	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	13	a1	b3	C	5	7	オ		立入制限の検討	
F	14	a1	b3	C	5	5	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	15	a1	b3	C	5	5	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
F	20	a1	b2	B	7	4	ウ		変異観察(目視)＋立入制限の検討	
<b>【G】二之丸下ノ段・馬溜地区</b>										
該当なし										
<b>【H】北之丸地区</b>										
該当なし										
<b>【I】外曲輪北側地区</b>										
I	03	a2	b1	D	4	5	ウ		変位観測(目視)	
<b>【J】三之丸地区</b>										
J	01	a1	b2	B	4	11	オ		落石ネット＋立入制限の検討	
J	02	a1	b2	B	4	11	オ		落石ネット＋立入制限の検討	
J	03	a1	b2	B	5	11	カ		落石ネット＋立入制限の検討	
J	04	a1	b2	B	4	11	オ		落石ネット＋立入制限の検討	
J	05	a1	b2	B	4	11	オ		落石ネット＋立入制限の検討	
J	14	a1	b2	B	3	8	オ		落石ネット＋立入制限の検討	
<b>【K】内堀(東側)</b>										
該当なし										
<b>【L】内堀(南東側)</b>										
該当なし										
<b>【M】内堀(三之丸南側)</b>										
該当なし										
<b>【N】内堀(三之丸西側)</b>										
該当なし										
<b>【O】内堀(西側)</b>										
該当なし										



### 3)保存計画

#### ア)日常管理

- ・石垣の管理は、基本的には『石垣整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修）に準じて行うこととし、大枠では「日常的な観察（概況把握）」と「日常的な維持管理（清掃・樹木管理・石材管理・排水管理）」を行っていく。
- ・日常的な観察として実施するモニタリングの具体的な方法としては、「落石有無の確認など目視を中心とする変位観察」、「デジタルゲージ、トータルステーション、3D測量などの測量機器を利用する動態観測」が考えられ、予備診断で「イ」～「エ」の評価結果が得られた箇所については「変位観察」、「オ」～「カ」の評価結果が得られた箇所については「動態観測」を行う事を基本方針とする。なお、石垣の変位については、累積した変位量だけでなく、変位の進行度合いも考慮して検討する。
- ・台風、集中豪雨、地震等の天災発生後は、石垣全体の確認と、緊急的な変位観察または動態観測を実施する。
- ・日常的な維持管理の具体的な方法としては、雑草・実生木など自然発芽した植物類の除去、築石や間石の脱落や亀裂有無の確認、落葉等の除去による排水路機能の維持などを行う。

#### イ)保護措置

- ・現在健全と判断された石垣が新たに変形・崩落しないために、史跡松江城における普遍的な変形要因について対処する必要がある。すなわち、①天端等の排水対策、②樹木管理、③堀内の波消し対策である。
- ・①については、石垣天端への雨水等の流入を防止する施工や排水経路について検討する必要があるが、特に排水経路については城山全体に及ぶため、城内の現況の調査等も必要で今後の課題である。
- ・②については「植生管理計画」との連携のもと、石垣の適切な保存に悪影響を及ぼしている、もしくはその危険性が大きい樹木は、伐採・剪定計画を策定するとともに、関係部署間で協議のうえ、時期や方法等について協議を進める。
- ・③については、主に水堀石垣の基底部で、石垣修理に併せて捨石の設置を行っており、その成果も確認できていることから、年次計画を策定して順次進めることとする。

#### ウ)石垣修理

- ・石垣修理にあたっては「石垣整備のてびき」に準じて実施していく。大まかな流れとしては、「石垣の復旧（修理）のための基本計画の策定」から「復旧（修理）の方法」を検討し、a)応急的措置、b)部分補修、c)部分補強、d)解体修理、のいずれかを選択する流れとなるが、石垣修理の基本的な考え方としては、江戸時代に築かれた石垣を現状保存することを基本とし、3D測量を含めた動態観測を続け、必要がある場合には立入制限やジャカゴ、落石防止ネット等で安全対策および長寿命化を図る。長寿命化

には間詰石補充の検討も行う。

- ・石垣修理に関する措置の実施にあたっては、史跡松江城整備検討委員会に諮り、その要否と解体修理範囲を決定するものとする。

#### a) 応急的措置

- ・今般の耐震診断や今後の日常管理によって崩壊の危険性が高いと判断された石垣については、当面の応急的措置として、立入禁止区域の設定と併せて樹脂製または金属製の落石ネットを目的に応じて設置し、保護を行う。
- ・ネットの設置に際しては、アンカー固定は史跡の毀損を伴うため、コンクリートブロックやフトンカゴの利用を検討するなど、遺構への影響に配慮する。
- ・必要に応じ、石垣に悪影響を及ぼす構造物や樹木の除去、排水不順が影響を与える場合には排水経路の確保等についても合わせて検討のうえ措置する。

#### b) 部分補修・部分補強

- ・危険度判定が高い一方、修理範囲が大きくない場合は、部分補修や部分補強での対応を行う。主な手法としては、土嚢やジャカゴ等の設置による石垣面の崩落防止や、捨石の設置（堀石垣）や間詰石補充、地盤補強などを想定する。

#### c) 解体修理

- ・動態観測の結果、深刻な変状の進行が確認された場合や、落石等が現認された場合、さらには地震等の天災による不慮の崩落等に関しては解体修理の検討対象とする。

#### 4) 予備診断の評価結果と対処方針の考え方

「文化財石垣予備診断実施要領（案）」に基づく診断結果および対処方針の基本的な考え方を以下に示す。天守台石垣の診断結果は「イ」もしくは「エ」であるが、今後天守の大規模な維持修理が予定されていることから、石垣内外面について3Dレーザー測量機器を用いた動態観測を継続するものとする。

表6-2 予備診断の結果と対処方針の整理表

予備診断結果		対処措置の基本的な考え方
「ア」	基礎点OK、変状点OK	日常的な観察を継続し、現状維持を基本とする
「イ」	基礎点NG、変状点OK	目視による変位観察を行う
「ウ」	基礎点OK、変状点NGだが顕著でない	目視による変位観察、または測量機材を利用した動態観測を行い、その結果をもとに立入制限や石垣崩落対策（落石ネット、間詰石の補充等）を行う
「エ」	基礎点NG、変状点OKだが顕著でない	
「オ」	基礎点OK、変状点NGで変状顕著	測量機器を利用した動態観測を行い、その結果をもとに立入制限や石垣崩落対策（落石ネット、間詰石の補充等）、石垣解体修理の検討（基礎診断や専門診断を含む）を行う
「カ」	基礎点NG、変状点NGで変状顕著	

## 石垣保存計画の流れ

### ア) 日常管理

#### 【日常的な観察】

- ・変位観察(目視による)  
※予備診断結果「イ」～「エ」に該当する石垣
- ・動態観測(測量機器による)  
※予備診断結果「オ」～「カ」に該当する石垣

#### 【日常的な維持管理】

- ・雑草や実生木の除去
- ・築石や間詰石の脱落や亀裂等の有無確認
- ・落葉等除去による排水機能の維持 など

### イ) 保護措置

#### ① 天端等の排水対策

- ・排水経路および流量の調整
- ※排水路整備を含む

#### ② 樹木管理

- ・石垣支障木の伐採、剪定
- ※樹木診断の結果に基づく

#### ③ 堀内の波消し対策

- ・堀石垣基底部への捨石設置
- ※設置箇所の検討

### ウ) 石垣修理

★石垣修理に関する措置の実施にあたっては、史跡松江城整備検討委員会に諮り、その要否と対策範囲を決定する。

#### 【a) 応急的措置】

- 危険性が判定が高い石垣への当面の措置
- ・立入禁止区域の設定
  - ・落石防止ネットの設置
  - ・石垣に支障となる樹木や構造物の除去
  - ・排水経路の確保 など

#### 【b) 部分補修、部分補強】

- 危険度判定が高い一方、修理範囲が限定的な場合の措置
- ・土嚢やジャカゴ等の設置
  - ・捨石の設置(堀石垣)
  - ・間詰石補充、地盤補強 など

#### 【c) 解体修理】

- 動態観測の結果、大きな変動が認められた場合の措置  
落石や亀裂等が確認された場合の措置  
地震等の天災による石垣崩落時の措置
- ・石垣解体修理の検討、計画策定

図6-3 石垣保存計画の流れ





写真6-5 本丸西側 (B41~47)



写真6-6 弓櫓下 (B55)



写真6-7 本丸東側腰曲輪 (C04~05)



写真6-8 二之丸西側 (E22)



写真6-9 後曲輪 (F10)



写真6-10 後曲輪 (F13)



写真6-11 三之丸 (J01~05)



写真6-12 三之丸 (J14)

#### 6) 今後の課題

- ・石垣カルテの随時更新
- ・石垣の健全性に影響を及ぼしている要因の調査研究
- ・より効率的かつ高精度な石垣管理手法の開発 等

## (2) 園路整備計画

園路については、表層（舗装）の剥離が広範囲に進行しているほか、側溝の未整備等に伴う雨水の滞留、さらには樹木による支障など様々な問題が発生している。本計画は、園路の機能回復に向けた修復を基本とした整備計画とする。

### 1) 基本方針

- ・整備対象は、原則として見学者等の利用に供されている区間とし、区分上の園路のほか、管理用道路および市道城山線を含む広義の園路とする。

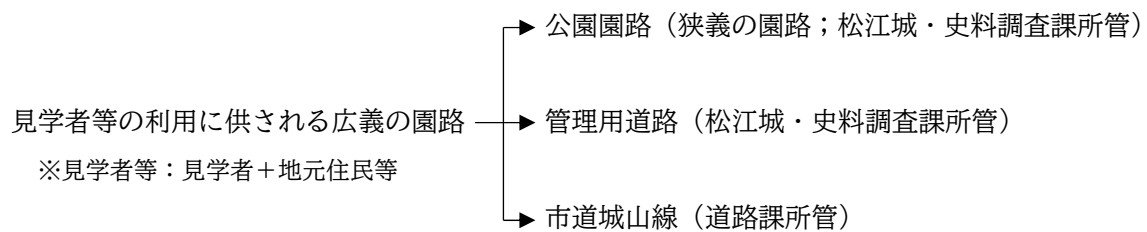


図6-4 史跡松江城内の園路等の管理区分（再掲）

- ・現状の問題点の多くが表層（舗装）剥離であることから、整備方法の基本は再舗装による表層の回復とする。ただし、一部の洗掘が進行している箇所では、路盤も含めた修復も行うものとする。
- ・現状で側溝が付帯していない区間においては、必要に応じて園路整備に合わせて側溝を併設し、排水処理の円滑化を図る。
- ・舗装材料は、地区特性や通行量等を勘案し決定するとともに、色彩についても遺構を含む周辺環境との調和に十分配慮する。
- ・園路動線は原則として現行どおりとするが、居城当時（松平期）の城道と現状の観覧園路および管理用道路の動線を比較し、当時の城道をサイン表示などで明確に周知するとともに、観覧経路としての歩行快適性と景観性に対して配慮した整備を行う。なお、動線の円滑性に主眼が置かれるあまり、城郭における防御機能のひとつである「枳形」の存在が感じられにくくなっている箇所もあることから、石垣に囲まれた「枳形」を意識し、園路に広がりを持たせた形状にするなど当時を感じられるような整備も検討する。
- ・樹木や樹根の影響により安全円滑な歩行が確保されない箇所においては、幅員の減少や取り回しの変更等を行う。なお、植生管理計画において当該樹木が伐採対象となっている場合はこの限りではない。
- ・修復工事に当たっては、地下遺構等への影響を極力避けるよう十分に考慮する。
- ・修復後の日常管理においては側溝の清掃を適切に行う。

## 2)整備計画

### ア)居城当時（松平期）の城道に配慮した整備

- ・現状の城内園路の原形となる松平期（享保年間＝18世紀初頭）の城道を把握したうえで現状の園路動線との比較をもとに、優先順序を持たせた園路機能の回復を念頭にした改修整備を行う。



図6-5 松平期（享保年間:18世紀初頭）の場内園路・広場体系



図6-6 現状における場内園路・広場体系

- ・松江城ではこれまで、昭和9年（1934）の史跡国指定以降、園路整備および排水路整備他を段階的に行っており、以下に年度ごとの経過を示す。

表6-3 松江城園路等整備の履歴

年号	着手年度	西暦	地区名	整備内容
昭和	12	1937	二之丸 二之丸下ノ段	大手前入口の積上道路（行啓道路、盛土）の除去、復旧 土砂は二之丸整地に使用
昭和	12	1937	中曲輪	積上道路の一部（馬洗池から二ノ門）を火災予防のため非常用の車両通路として残す
昭和	48	1973	二之丸下ノ段	二之丸下ノ段の公園整備（園路、芝張、排水溝、植樹、照明）
平成	8	1996	外曲輪 後曲輪	史跡松江城公園整備事業（椿谷の園路整備、鎮守の森散策路整備）
平成	14	2002	二之丸下ノ段	災害復旧（石垣）のため、仮設迂回園路を設置
平成	19	2007	中曲輪	馬洗池～二ノ門の園路220mを改修 表面の砂利を取り除き凝固
平成	27	2015	本丸	本丸の園路舗装整備

1) もっぱら歩行者の通行の用に供する園路

- ・ 自動車が通行せず、もっぱら歩行者の通行の用に供する園路については、歩行者や埋蔵遺構への負担軽減の観点から、土系舗装（土固化舗装系）による表層補修を原則に改修整備を行うことを基本とする。
- ・ 現状で側溝が付帯していない区間については、周辺の排水条件や園路幅員等を踏まえた上で必要に応じて設置を検討する。
- ・ 色彩は、周辺景観にふさわしいものとなるよう留意する。

2) 管理用道路および、歩行者と車両の両方が通行する園路

- ・ 保存活用計画で管理用道路とされている区間（馬洗池から興雲閣前に至る区間等）や、バリアフリーや緊急時の対応等で歩行者だけでなく車両の通行も想定される園路については、車両の荷重に耐えられる舗装による修復を基本とする。
- ・ 舗装種類は、想定される車両の荷重や通行回数などを踏まえ、簡易アスファルト舗装、洗い出し舗装、砂利舗装等の仕様や構造について最適なものを選定する。
- ・ 椿谷においては、管理用車両の通行を堀沿いの園路に限定する方向で検討する。



図6-7 松江城内歩行者専用・車両対応園路構成

### 3)地区別計画

#### ア)本丸地区

- ・近年、洗い出し舗装による整備（側溝付）が行われたばかりであることから、今後はその適切な維持管理に努める。
- ・武具櫓跡周辺における表層の流出が顕著であり、木製階段の露出がみられるため、園路からの移動が円滑に行えるような補修整備を検討する。

#### イ)二之丸地区

- ・三ノ門跡から興雲閣前に至る区間の管理用道路については、明治時代に行啓道路として盛土により整備された区間であり、現状では砂利舗装であるものの陥没等の大きな破損はみられない。しかし、興雲閣関連の車両等の通行があることや、現時点で二之丸までの車椅子移動を可能とする唯一の道路であることなどから、脱色アスファルト舗装など、車両の荷重に耐え、かつ、景観面に配慮した舗装とする。

#### ウ)二之丸下ノ段地区

- ・舗装は、多くの区間で排水不全等による湿潤、洗堀が進行していることから、表層の修復だけでは対応できない箇所は路盤の修復も行う。

#### エ)中曲輪・腰曲輪地区

- ・水ノ手門跡から北ノ門へ至る斜路は洗堀が進んでいることから、路盤の修復を行うとともに、周辺環境と調和する土系舗装または砂利舗装とし、北ノ門周辺の石段の修復も併せて実施する。
- ・市道城山線と椿谷を結ぶ区間は表層剥離が著しく、一部では地下埋設管路の浮出しもみられることから、これらを平滑化するような路盤整備を行った上で、周辺環境と調和する土系舗装を行う。
- ・馬洗池前三叉路～三ノ門跡間の管理用道路は、砂利舗装の一部で洗堀が進んでいることから、これらの補修を行うとともに、二之丸地区で述べた理由と同様の観点から、脱色アスファルト舗装など耐荷重性の高い舗装とする。ただしこの区間はごく浅い位置に地下遺構が存在するため、設計の際には配慮が必要である。

#### オ)後曲輪・外曲輪地区

- ・堀側は、車両の通行にも配慮した、一定の荷重に耐える舗装とする。
- ・椿谷中央部は、来訪者や近隣住民の散策を想定し、弾性があって歩きやすく、周辺環境に調和した舗装とする。
- ・園路内に支障木がある場合、伐採対象のものについては計画的な伐採を行い、そうでない場合は回避動線を検討する。
- ・搦手ノ虎口から護国神社までの管理用道路は、公園管理事務所周辺など一部区間でア

スファルト舗装の損耗が激しいため、これらの区間を中心に再舗装を行う。

か)北之丸地区

- ・護国神社周辺の管理用道路は、アスファルト舗装に大きな損耗は見られないことから、当面は現状のまま適切な維持管理に努めるものとする。

き)城山稲荷神社地区

- ・市道城山線は、史跡指定区域外で市道認定道路である。アスファルト舗装に大きな損耗は見られないことから、当面は現状のまま場内移動園路として機能する。
- ・鎮守の森内の散策路は、舗装が施されている区間では表層剥離が著しいほか、一部区間において洗掘も進んでいることから、舗装区間全体について土系舗装による修復を行う。
- ・路地区間では、根上がりによって通行空間が狭められたり、安全な歩行に支障を与えたりすることが危惧されるため、必要に応じて盛土や境界杭の設置などを検討することが望ましい。
- ・散策路東端の城山線との接続部では、崩壊した石段の再整備を行う。

く)入口地区

- ・現状では特段の問題は認められないため、今後も適切な維持管理に努める。

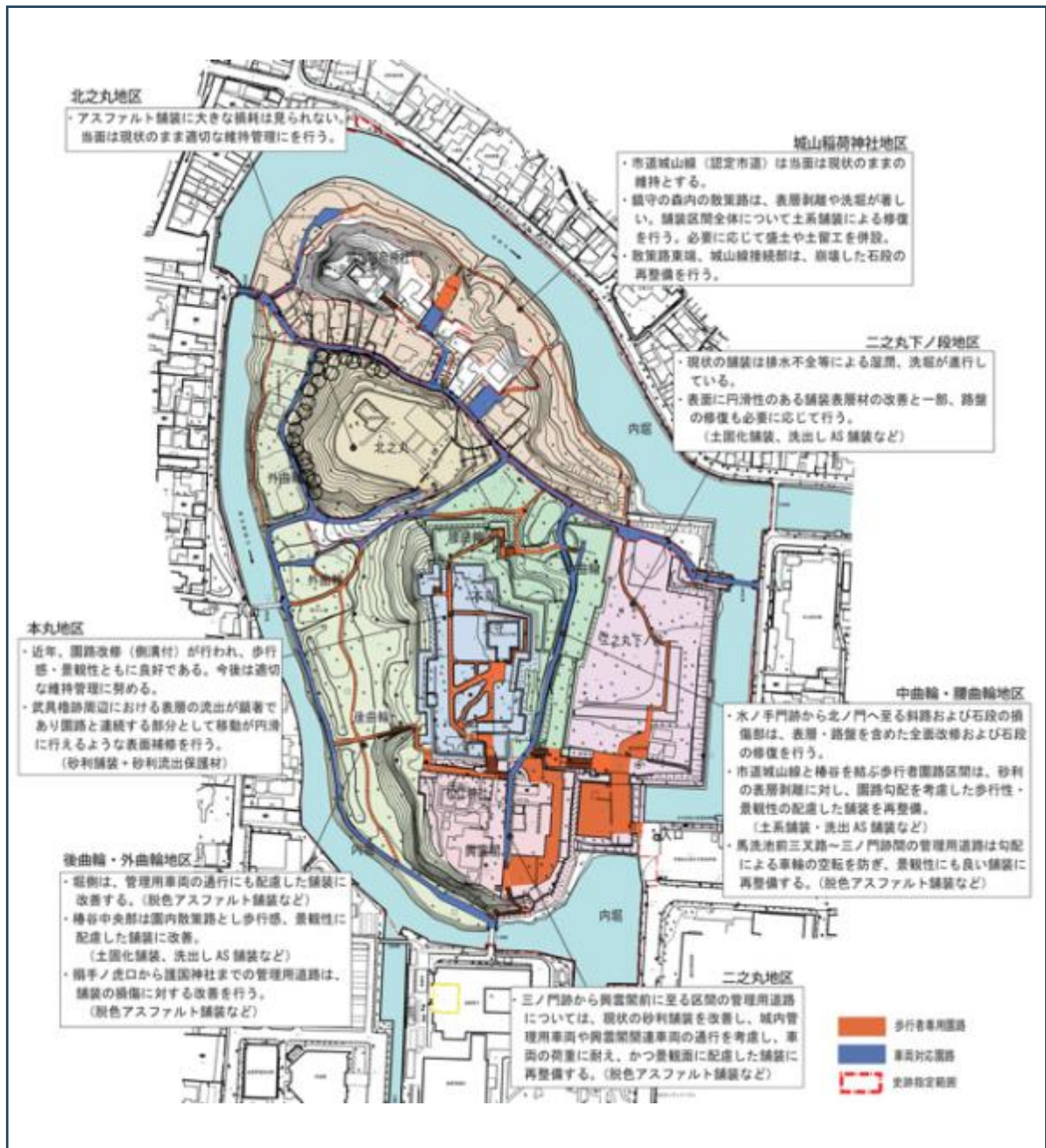


図6-8 松江城内 園路整備計画方針全体図

【城内園路舗装参考事例】



写真6-13 土固化系舗装（カラーサンド舗装）



写真6-14 土固化系舗装  
（酸化マグネシウム系固化）



写真6-15 アスファルト系舗装（脱色アスファルト舗装）  
※高宮南緑地（旧高宮貝島家住宅高宮庭園茶寮）



写真6-16 砂利舗装



写真6-17 砂利流出保護材

【城内管理用道路舗装参考事例】



写真6-18 アスファルト系舗装



写真6-19 アスファルト系舗装（脱色アスファルト舗装）

※福岡市 舞鶴公園



以下に、城内入口となる「北惣門橋」から馬洗池を経て、二之丸及び興雲閣に至る車椅子利用者移動経路、および二ノ門階段下から本丸に至るバリアフリー経路を示す。



図6-9 本丸に至るバリアフリー経路位置図

【車椅子利用者用通路 参考事例】



写真6-20 移動式段差処理スロープ事例(8%勾配)  
※和歌山城天守下



写真 6-22 係員呼出インターフォン  
※金沢城鼠多門



写真6-21 レール式電動昇降装置事例 ※金沢城鼠多門

### (3) 植生管理計画

史跡内には、松江城の本質的価値を構成する諸要素のひとつである樹齢150年以上と推定される近世から続く樹木が多数見られ、近世城郭としての景観の一端を垣間見ることができる。この史跡の本質的価値につながる植生の歴史的価値を継承していくことが求められる。その一方で樹木の老朽化が進行し、近年ではクロマツの倒木が発生するなど、来訪者の安全にも影響を及ぼしかねない状況となっている。こうした状況を受け、本市では令和6～7年度（2024～2025）に緊急樹木診断を実施し、伐採対象の危険樹木を選定した。このほか、石垣や園路に隣接した支障木や眺望景観、防災面（天守等建物への延焼の未然防止）を考慮した伐採、本丸のソメイヨシノの樹勢回復等、多様な側面から植生管理が必要となっている。

植生管理計画に係る現状の主な問題点や取組状況を下記の写真に示す。



写真6-23 石垣支障木（腰曲輪）



写真6-24 クロマツの倒木（大手門付近）



写真6-25 園路への支障木（外曲輪）



写真6-26 ソメイヨシノの樹勢回復（本丸）

## 1)基本方針

- ・「史跡松江城保存活用計画」平成29年（2017）3月において示された樹木管理方針を踏まえ、史跡として遺構保護を前提とした植生管理計画とする。その際、特に関係性が高い石垣保存計画、園路整備計画、排水設備計画との整合に十分配慮する。
- ・松江藩政における近世城郭として機能した時代に作られた植生景観に関する調査研究を行い、その歴史的植生景観の保全を図る。
- ・危険木の伐採、剪定等に当たっては、「松江城山公園本丸整備基本計画策定および危険木調査」平成26年度（2014）および、令和6～7年度（2024～2025）に実施した樹木医による危険度診断結果を踏まえ、緊急性の高いものから計画的に伐採等を行う。
- ・松江城の象徴的な役割を担う天守への眺望景観に配慮した整備を行う。
- ・史跡指定地内においては今後原則として記念植樹等を行わないものとする。ただし、公園修景の目的等で植えられたサクラ類については、松江城が「日本のさくら名所百選」に選定されるなど長く市民に親しまれてきていることから、適切な本数を維持していくものとする。なお、枯死等にもとめない補植を行う場合には、盛り土を中心とした植栽とする。また、ナラタケモドキ病への罹患を防ぐ等の必要があることから、植栽場所の選定等については樹木医等の専門家の指導のもとに実施する。

2)整備計画

ア)危険木対策

危険木対策における包括的な管理の流れは下記フロー図のとおりとする。

<園路沿い等来訪者が良く立ち入る場所の樹木管理の進め方>

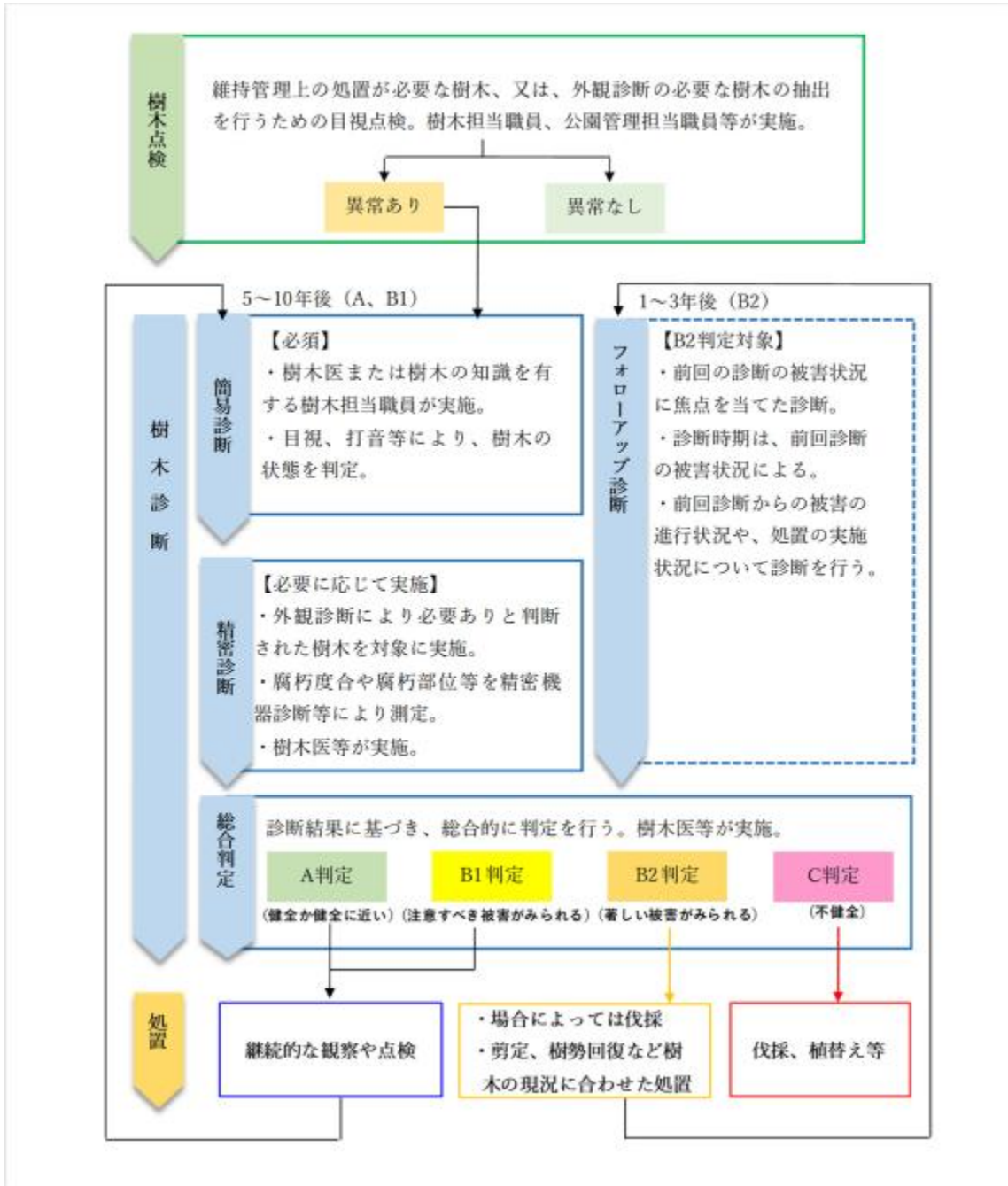


図6-10 樹木管理の進め方（危険木対策）に関するフロー図

- ・令和6～7年度（2024～2025）に実施した樹木危険度診断の調査結果を踏まえ、B1・B2・C判定となった樹木については、伐採や主幹の頂部伐採によるバランス調整、樹勢回復処置、継続的観察等を計画的に進める。
- ・未調査のエリア（鎮守の森）等について継続的に調査を実施し、その結果に基づき安全対策を実施する。
- ・樹木危険度診断の結果に基づき、今後の包括的な管理のため、「樹木管理台帳」の整備、詳細な「樹木位置図」の作成を行う。

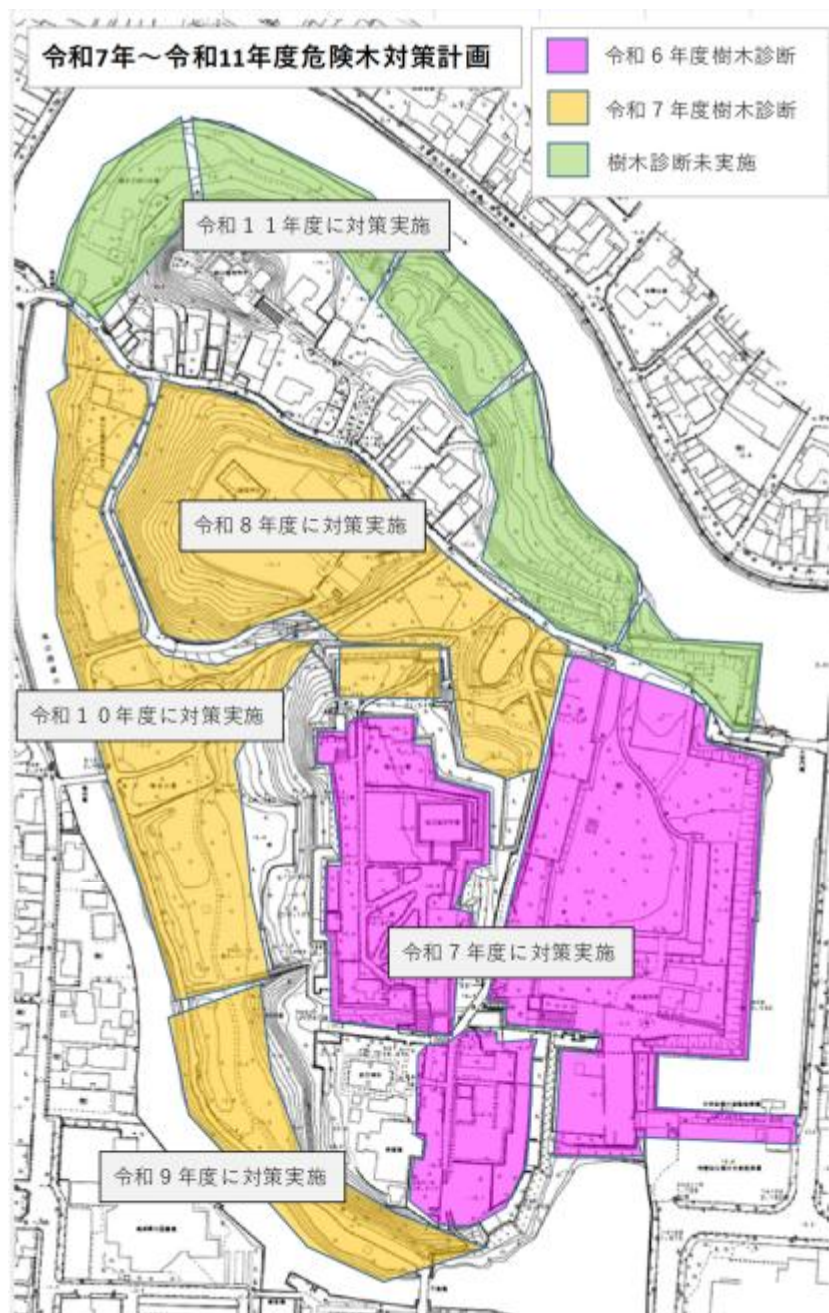


図6-11 令和7～11年度（2025～2029）危険木対策計画

#### 1)近世から続く樹木

- ・樹齢150～200年以上とされる近世から続く樹木については、本質的価値を構成する諸要素のひとつであり、適切に管理し、後世へ残していく必要がある。  
一方で、こうした樹木が腐朽の進行等により倒伏する事案が発生しているため、来訪者の安全確保との両立を図る。
- ・外観診断により内部腐朽の可能性が指摘された樹木については、精密機器診断等による精密な診断を行ったうえで、伐採や主幹頂部伐採によるバランス調整、樹勢回復処置等の対策を検討する。ただし外観診断により明らかに伐採が必要とされた樹木については、速やかに伐採処置を実施する。
- ・天守や石垣、造成地形、地下遺構など、同じ本質的価値を構成する諸要素に悪影響を与える場合は、枝払い等の悪影響排除措置を実施し、やむを得ない場合には伐採する。

#### 2)近代以降の価値とかかわる植栽

皇太子嘉仁親王御手植えのマツ  
秩父宮殿下御手植えのイチヨウ  
皇太子裕仁親王御手植えのマツ  
東郷平八郎植樹のマツ

- ・これらの樹木は近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素のひとつであり、適切に管理し、後世へ残していく必要がある。
- ・整備計画の方針は、近世から続く樹木と同様とする。

#### I)支障木対策

- ・石垣支障木については、「史跡松江城保存活用計画」でリストや位置図（P.169 図4-24）が作成されていることから、これをもとに緊急性の高いものから計画的に伐採等を行う。
- ・石垣支障木の判別基準は、「史跡松江城保存活用計画」においては「樹木の根系統が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。」とし、個別の規模や状況から判断されている。選出された石垣支障木は、おおむね石垣から5mの範囲であることから、本計画においても石垣から5mを支障木の判断基準とする。
- ・園路支障木については統一的な調査を行っていないため、今後はその調査を行うとともに、通行の安全性や円滑性を踏まえた対策を講ずる。
- ・その他、トイレ、ベンチ等の便益施設や排水路などへの支障有無やその程度等についても調査し、対策を講ずる。

#### ハ)修景目的で植樹された樹木の管理

- ・公園修景等の目的で植栽や記念植樹された本丸地区や二之丸地区のサクラ類などの樹木や、椿谷のツバキ類、ウメなどの樹木は、その目的が達成されるように剪定や樹勢回復措置等によって適切に管理する。
- ・病虫害の被害から守り、被害にあってもそれが拡散しないよう適切な処置を施す。
- ・史跡景観にそぐわない記念植樹等の樹木は、目立たない場所へ移植するか伐採を検討する。

#### カ)景観形成を踏まえた樹木の管理

- ・史跡松江城の本質的価値として位置づけた、慶長年間創建の天守が重層的な石垣の上に現存する城郭空間を体感できる近接視点として、史跡内にビューポイントを新たに5地点定める（図6-12）。

これらの地点において、樹木等の生長により眺望が妨げられる場合には、支障となる樹木の伐採や樹高調整を検討する。

##### ①観光案内所前

大手からの登城道にあたり、大手門跡を通過して最初に天守に向けて視界が開ける地点であり、曲輪と石垣からなる重層的な構造を体感できる視点。

##### ②中曲輪園路上

天守を石垣の下から見上げるような角度であり、その迫力を間近に感じることができる視点。

##### ③二之丸

居城時は御広間や御書院等の御殿が建ち並び、松江城の中枢を担っていた地点であり、天守の象徴的な役割を体感できる視点。

##### ④本丸

天守の構造や規模など、国宝天守の全体像を最も近くから体感できる視点。

##### ⑤水の手門

北側からの登城道の重要な門にあたり、重層的な石垣の上に天守がある城郭空間を体感できる視点。

- ・今後改正予定の松江市景観計画に合わせ、城外の視点場からの通景線確保が必要な場合には、松江市景観審議会や史跡松江城整備検討委員会の専門家の意見を聞きながら、支障となる樹木の伐採や樹高調整を検討する。

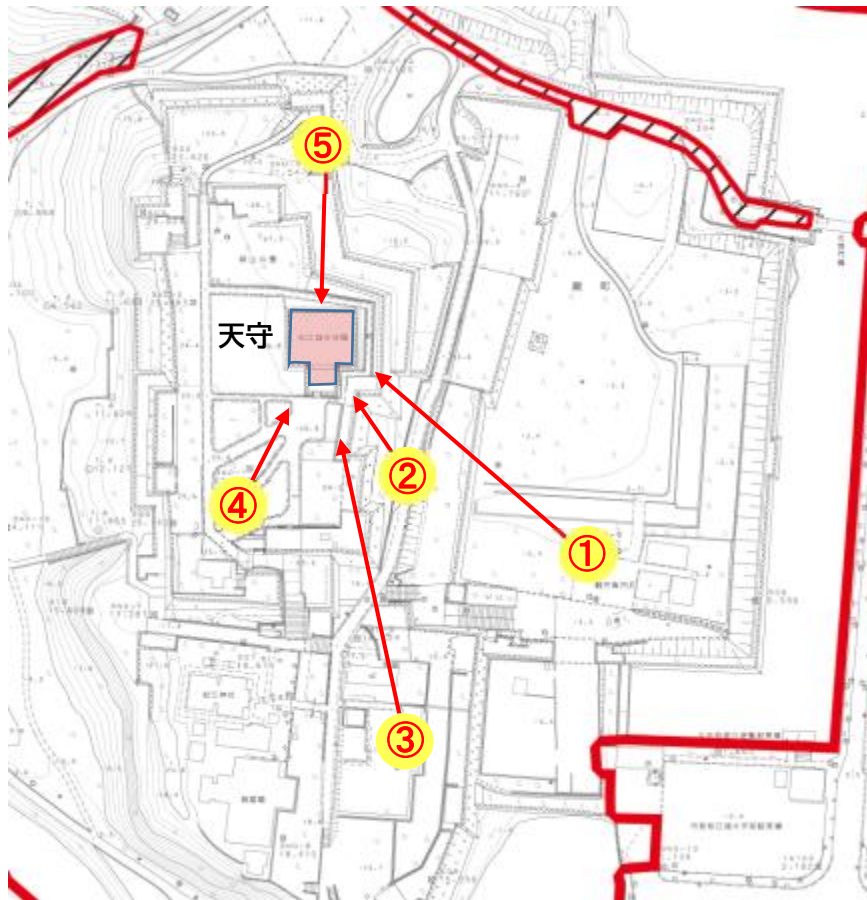


図6-12 天守に対するビューポイント（近接視点）

### 3) 目標整備量およびスケジュール

	対処措置の概要	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
危険木対策	診断に基づく樹木台帳作成	←→									
	護国神社、市道沿（伐採・剪定等）	←→									
	椿谷、遊覧船航路沿（伐採・剪定等）		←→								
	鎮守の森散策路樹木危険度診断			←→							
	鎮守の森散策路（伐採・剪定等）				←→						
支障木対策	石垣支障木伐採	←→									
	園路支障木調査・伐採								←→		

### 4) 今後の課題

- ・危険木および支障木のデータベース化（＝樹木台帳・樹木位置図の作成；一部作成済み）
- ・遺跡への影響を回避または最小限にとどめるための手法の調査研究。

#### (4) サイン計画

史跡内にはすでに各種サイン類が設置されているが、案内機能の不足、類似サインの重複設置、デザインの不統一、サインの老朽化等の問題がみられることから、これらの課題を総合的に改善するためのサイン計画を立案する。

##### 1) 基本方針

###### 【サイン種類】

- ・整備対象サインの種類は、その機能に応じて「案内サイン」「誘導サイン」「解説サイン」「記名サイン」および「注意・規制サイン」の5種類とする。各サインの概要は次のとおりである。

表6-4 整備対象サインの種類と概要

種別	概要	主な設置場所
案内サイン	史跡全体を地図形式で表示し、移動の参考に供する。	主要分岐点等
誘導サイン	施設名や地域名を矢印で表示し、円滑な移動を支援する。	主要分岐点等
解説サイン	遺構や復元建物等の由来等を記載し、理解を支援する。	史跡等の直近
記名サイン	遺構や復元建物等の名称を記載し、位置を示す。	史跡等の直近
注意・規制サイン	進入禁止、植物採取禁止等の警告、マナー啓発を行う。	必要な個所

###### 【配置方針】

- ・各サインは、それぞれの機能に応じた場所（表6-4参照）に適切に配置するが、史跡景観や埋蔵遺構への影響を鑑み、設置数は必要最小限のものとし、原則として既存のベースを活用する。
- ・案内・誘導サインは重要分岐点（「2」整備計画）に記載）を中心として、円滑な案内誘導が必要な地点に配置する。なお、史跡内のみならず、整備計画史跡周辺のガイド施設や観光スポットへの回遊促進にも寄与するよう配置を工夫する。
- ・同一機能を持つ複数のサインが並立している場合は統合を検討する。

###### 【デザイン方針】

- ・サインのデザイン（色彩、字体等）については、文化庁、国交省、環境省、県、市のガイドライン等に準拠する。
- ・表記言語は日本語および英語の2言語を基本とする。なお、スペースや必要性に応じて韓国語および中国語（簡体字）等の併記を検討する。

###### 【運用方針】

- ・QRコードを活用したWEBサイトとの連携を強化し、より豊かつ多彩な情報提供を行う。併せてAR、VRの効果的な活用を図る。

###### 【管理方針】

- ・史跡内に存在するすべてのサインの情報を一元管理し、日常の点検や補修等に活用する。

## 2)整備計画

### 【動線計画】

- ・ 史跡内および史跡周辺の動線を模式化すると図6-13のとおりである。このうち赤線は現状の主要動線を示し、大手前←二之丸→本丸（天守）間に集中していることから、青線や緑線で示すような、史跡松江城の本質的価値や関連文化、さらには多彩な自然環境の魅力を伝えるルートの選択肢を提示し、来訪者の満足度の向上につなげる。
- ・ 紫色で示した地点を「重要分岐点（群）」と位置づけ、入口地区とともに案内サインや誘導サインの重点的な配置により円滑な案内誘導を図る。

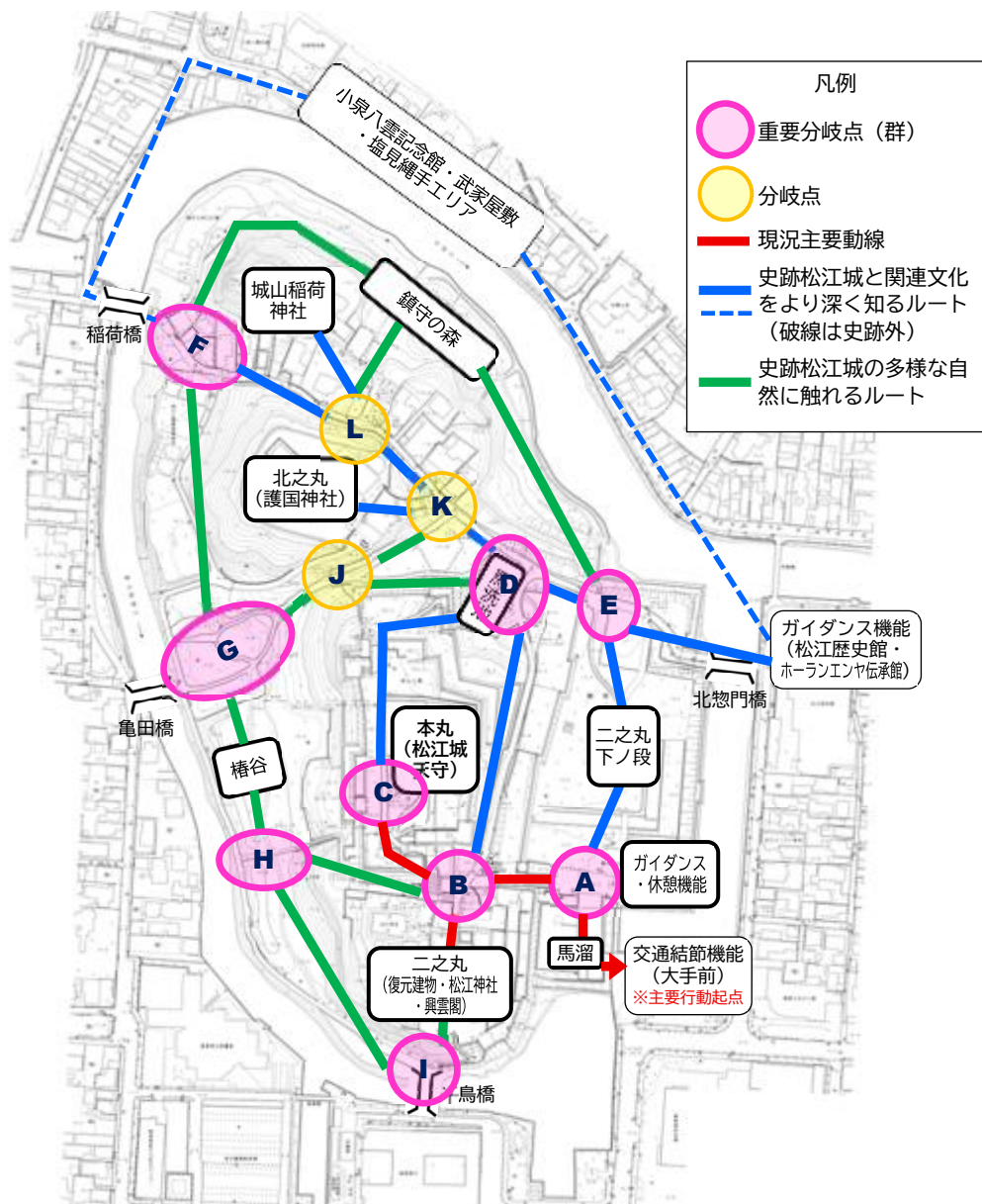





図6-13 史跡内および周辺の来訪者動線計画図

表6-5 動線計画の意図

動線	設定意図
 赤線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の主要動線であり、天守までの最短ルートを形成する。</li> <li>・往時の柵形が残る水の手門跡から一ノ門を経て本丸へ至るルート、松江歴史館などのガイダンス施設、武家屋敷等の関連文化財方面へは経由しないものの、手軽に史跡松江城の魅力に触れることができることから、サイン、園路、ビューポイント等の確実な整備により、今後も基幹的な見学ルートにふさわしい環境を維持していく。</li> </ul>
 青線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二之丸下ノ段の広がりから往時の御殿の華やかさを実感することができるほか、一ノ門から本丸へ入るルート、松江歴史館などのガイダンス施設、武家屋敷等の関連文化財をも堪能することができる。</li> <li>・中曲輪・腰曲輪から見上げる天守は、実践本意と言われる松江城天守の威容を攻略者の目線で実感することができるため、ビューポイントの整備等によりこれを支援する。</li> </ul>
 緑線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江城は史跡であるとともに、古くから続く大樹や珍しい鳥獣が棲む都市公園としての側面も持つ。普段は地元住民の散歩などに利用されている椿谷や鎮守の森を松江城見学者にも積極的に紹介し、史跡巡りだけではなく松江城の魅力を発信することは重要である。</li> <li>・特に、椿谷側から垣間見える石垣は、二之丸や中曲輪・腰曲輪の整った石垣と比べて荒々しい様相を呈しているほか、鎮守の森から堀を挟んで眺める武家屋敷一帯の光景はこれまでほとんど紹介されておらず、史跡松江城見学の魅力をさらに深めることが期待される。</li> </ul>

【サイン種類別整備計画】

ア)案内サイン

- ・史跡内の全体を一覧可能な案内サインは現状で不足していることから、入口地区および動線計画図の「重要分岐点（群）」を中心として、下記のように、設置場所の特性に応じた2種類のタイプの案内サインを整備する（図6-14）。

**Aタイプ：**城内詳細案内図、周辺案内図、登閣案内、諸注意事項、主要施設までの距離等を記載した大型のもので、史跡指定範囲の内外を結ぶ入口地区のうち、見学者（観光客）の往来が多いと想定される場所に置く。

**Bタイプ：**城内詳細案内図、諸注意事項、主要施設までの距離等のみを記載した小型のもので、Aタイプ設置場所を除く、史跡内の重要分岐点に置く。

- ・登閣案内は時間、料金、決済可能手段等を明示し、諸注意事項は一般的なマナー遵守事項のほか、動態観測実施中の石垣周辺への立入規制等の安全事項を含める。
- ・必要に応じてQRコードを表記し、WEBサイト経由でより詳細な案内情報を提供する。
- ・煩雑にならない範囲で曲輪名称、イメージ写真、簡単な解説等の史跡に対する興味を惹起させるもの併記し、来訪者の行動の参考に供する。

Aタイプイメージ



Bタイプイメージ



注1) あくまでイメージであり、具体的なデザインは今後検討する。



Aタイプ設置場所(案)		
A1	大手前	既設・更新
A2	脇虎口門跡付近 (北惣門橋西)	新設
A3	搦手虎口跡付近 (稻荷橋東)	新設

Bタイプ設置場所(案)		
B1	三ノ門跡付近	新設
B2	本丸 (管理棟付近)	新設
B3	二之丸下ノ段北 (鎮守の森入口付近)	新設
B4	馬洗池付近	既設・更新
B5	広場付近	既設・更新
B6	椿谷北付近	移設・更新
B7	亀田橋付近	既設・更新
B8	千鳥橋付近	既設・更新

●	重要分岐点の誘導サイン (表示面更新)
---	------------------------

図6-14 タイプ別案内サイン整備計画

## イ)誘導サイン

- ・道標タイプと看板タイプが混在しているため、これらの統合を検討する。なお、道標タイプは表示面の損耗が進行しているため、標柱のみ活用し、表示面を更新する方法を基本とする。整備イメージを図6-15に示す。
- ・必要に応じて経由を表記する。（「二之丸・一ノ門経由」「北ノ門経由」など）
- ・距離またはおおむねの所要時間を併記する。
- ・スペース的に可能であればふりがなを併記する。
- ・松江歴史館は史跡外に立地するが、ガイダンス施設として重要な位置づけにあることから、特に重要分岐点においては確実な誘導を図る。
- ・看板タイプの更新に際しても上記に準拠する。



図6-15 道標タイプの誘導サインの更新イメージ（標柱活用）

注)あくまでイメージであり、具体的なデザインは今後検討する。

## ウ)解説サイン

- ・現状でデザインや表示言語等が統一されていないことから、老朽化したサインの更新等の時期をとらえ、「文化財の多言語解説案内板の制作指針」（令和2年（2020）3月、文化庁）に準拠したものへ順次更新を図る（写真6-27）。
- ・解説の段階性（P.208上段枠内）を踏まえ、解説が必要と考えられる場所に設置されていない場合は新設・移設を検討する。
- ・解説文については、これまでの調査研究に基づく確実性の高い史実のみを、分かりやすい表現で端的に記載する。
- ・より詳細な情報や、後年の調査研究で新たに判明した事柄については、サインにQRコードを併記し、WEBサイト経由で情報提供する。
- ・必要に応じて、理解を助けるためのイラストや写真を活用する。
- ・解説サインを新設する場合は、解説対象に対して自然な視線移動が可能な場所を選定する。看板タイプのように大型のものは、解説対象に対する視線を遮らないように留意する。なお、既存のサインでこれらの基準から著しく外れるものがあれば移設を検討する。



写真6-27 文化庁の指針に沿って更新した史跡解説サイン（本丸）

●解説サインは、解説の段階性を踏まえ、おおむね次の目安で設置する。

史跡解説：「史跡松江城」の全体像を解説するもので、入口地区や、見学者の滞在が想定される地点（本丸等）に置く。





地区解説：史跡内の地区を単位として解説するもので、次の2つのタイプのいずれかまたは両方を地区の入口（必要に応じて地区内）に設置する。

①現在の園路配置をベースとして、地下埋蔵遺構等の位置を示すもの  
②往時の絵図等をベースとして、当該遺構の解説を行うもの

個別解説：個別の対象（現存天守・遺構、復元建造物、地下埋蔵遺構等）について解説するもので、原則として解説対象の近傍に置く。

ただし、複数サインの林立や景観への影響などが想定される場合は、離れて設置することも可能とする。

表6-6 解説サインの整備計画

	サイン例	現状	整備計画
史跡解説		本丸のみに設置されており、大手前では城内案内サインが史跡解説を兼ねる。今後の動線拡大を想定する北惣門橋および稲荷橋に設置なし。	下記へ新設する。 ・北惣門橋の城内側 ・稲荷橋の城内側（ガイダンス機能の導入等、入口機能の拡充の一環として公有地化した空地スペースの活用を検討）
地区解説		下記において未設置である。 ・本丸（天守解説のみあり） ・中曲輪・腰曲輪 ・後曲輪・外曲輪（椿谷の解説のみあり）	本丸に、櫓や多門等の配置を示す地区解説サインを設置する。
個別解説	 比較的多い個別解説サインの例   石垣に関する現在の解説サイン	下記において、標柱も含めて未設置である。 ・大手門（平面表示のみ） ・脇虎口門跡（標柱なし） ・水ノ手門跡（標柱なし）  石垣に関する解説サインは1か所設置されているが、積み方の特徴などが十分伝えきれていない可能性がある。	・平面表示のみの大手門跡へ解説サインの設置を検討する。 ・脇虎口門跡、水の手門跡については、特徴的な柵形の理解を深める解説サインの設置（前者は案内サインへの併記も検討）を行う。 ・稲荷橋周辺では案内サインの新設に合わせ、搦手ノ虎口広場解説板の移転を検討する。 ・文章のみの解説サインは、更新に合わせ、必要に応じて絵図や写真の追加を検討する。 ・石垣の解説サインは、特徴的な箇所に複数設置することを検討する。

注) 表示面が劣化しているものが多いので、新設と併せて順次更新することが必要。

### 1)記名サイン

- ・一部において老朽化が進行していることから、更新や解説サインとの統合などの方法によってシンボル性を向上させる。
- ・現在、記名サインが設置されていない遺構については、新規設置を検討する。  
(脇虎口ノ門跡、水の手門跡など)
- ・史跡への理解と親しみを向上させるため、更新・新設に際してふりがなを併記する。

### 2)注意・規制サイン

- ・景観への影響に配慮し、必要最小限の設置にとどめる。
- ・石垣診断や樹木診断により人的被害が想定される場合は、当該エリアを明示した上で立入規制サインを適切に設置する。
- ・本丸の外周柵への腰掛け禁止など安全配慮上重要な箇所、落書きや傷つけ行為など遺構保存に影響を与える可能性がある箇所、進入禁止箇所等については、多言語により注意喚起を行うサインを適宜設置する。

### 3)目標整備量およびスケジュール

	対処措置の概要	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
共通	健全度を中心とした現況調査	←→									
	現況調査に基づくサイン台帳作成				←→						
	サインの機能別統一デザイン指針作成				←→						
	サインと一体的に機能するデジタル環境の整備					←→					
	設置、管理に係る統一基準及びメンテナンス計画の作成			←→							
案内サイン	入口地区におけるAタイプの新設等(3基)					←→					
	その他地区にけるBタイプの更新等(7基)						←→				
誘導サイン	旧サインの撤去					←→					
	標柱タイプの表示面の更新(15基程度)					←→					
	看板タイプの支柱を含む更新等(30基程度)							←→			
解説サイン	文化庁指針に準拠した表示面の更新(30基程度)					←→					
	未設置箇所への新規設置(10基程度)					←→					
記名サイン	老朽・重複サインの撤去(3基)				←→						
	統一デザインに準拠したサインへの更新(30基程度)				←→						
	未設置箇所への新規設置(5基程度)						←→				

### 4)今後の課題

- ・躯体(支柱)、表示面の健全度を中心とするサイン現況調査の実施
- ・サイン現況調査に基づくサイン台帳の作成
- ・サイン種類別の統一デザイン指針の作成
- ・サイン種類別の設置場所の詳細検討
- ・移設・新設を行う場合の地下遺構への影響を最小限とする設置方法の検討
- ・設置、管理に係る統一基準およびメンテナンス計画の作成 等

## (5) 排水設備計画

排水設備については、史跡内における雨水排水システムの体系的な把握がなされていないことなどから、対策は対症療法的なものにとどまっている。今後はそれらの解明に努めるとともに、園路整備や樹木管理などに関連付けた適切な排水施設の改修計画を策定する必要がある。

### 1) 基本方針（全地区共通）

- ・園路舗装の改修と一体的な改修整備として進めることが望ましく、新たな側溝整備や排水管の埋設には掘削を伴うことが考えられ、文化財を損傷する懸念があり配慮が必要となる。したがって、原則的には現在の排水経路を存続し、滞水や越水のある個所を把握し、限定的に流下能力を確保する改修整備を検討する。
- ・既存樹木の舗装内の浮き根や縁石等の根茎による排水施設の破損などに対しては、限定的な根茎除去や迂回路側溝を行い、流下能力を円滑に確保する対策を検討する。
- ・石垣危険度評価に基づき、石垣に悪影響を及ぼしている排水不良の原因の調査と対策に対して検討する。
- ・椿谷や二之丸下ノ段など、強雨時の園地における越流状況や降雨後の滞水状況などを現地にて把握し、遺構の保護と来城者の利便性・安全性に見合った柔軟な対策を検討する。
- ・老朽化した木製側溝蓋など、歩行者の安全性を確保することを念頭に改修個所を把握し更新を進める。
- ・側溝については、日常的な落ち葉の除去等、適切に維持管理する。

### 2) 整備計画

#### ア) 現状の雨水対策施設の課題の明確化および、各所ごとの改善計画の作成

- ・現状では史跡全体における雨水排水システムが明確に把握されておらず、その影響は石垣の安定性の低下にも及ぶことが指摘されている。総括的な排水システムの改修計画は文化財に対する影響が大きいため、現状における問題個所を明確にし、円滑な流下能力の確保を検討する。

#### イ) 排水計画の検討

- ・現況において側溝が付帯しない園路において、雨水の越流や滞水のみられる区間においては、園路改修に合わせた追設を検討する。また、樹木の根上がり等によって側溝の通水断面が減少している箇所では、限定的な根茎の除去や園路内に迂回路を設けるなど限定的な改修整備によって排水能力が確保できるようにする。
- ・滞水や湿潤状態がみられるエリアにおいては、一部掘削を伴うことが想定されるため、今後の現状変更と遺構確認を伴った排水施設の追加、新設を検討する。
- ・石垣に悪影響を及ぼしている排水不良の調査をもとに、石垣背後に入り込んでいる排

水を石垣上部で集水する側溝や石垣下の暗渠排水管の設置など、効果的な対策を検討する。

### 3) 目標整備量およびスケジュール

- ・ 雨水排水施設の改修整備においては、園路改修整備と一体的に行うこととして検討するため、本丸地区以外は、園路整備計画で示したスケジュールと同一である。

	対処措置の概要	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
共通	健全度を中心とした現況詳細調査	←→									
	改修及び補修カルテの作成	←→									
	園路幅員等の移動円滑化規格の検証	←→	←→								
	改修・補修工法の検討	←→	←→								
	基本・実施設計		←→	←→							
本丸地区	石垣の排水不良に対し、必要に応じた排水設備の改修				←→						
	石垣上部の側溝改修				←→						
二之丸地区	舗装表層工または路盤工の撤去				←→						
	舗装表層工及び緑石工の改修				←→						
	併設する排水側溝の補修				←→						
二之丸下ノ段地区	舗装表層工の撤去				←→						
	舗装表層工の改修				←→						
	併設する排水側溝の補修				←→						
中曲輪・腰曲輪地区	舗装表層工または路盤工の撤去					←→					
	舗装表層工及び緑石工の改修					←→					
	併設する排水側溝の補修					←→					
後曲輪・外曲輪地区	舗装表層工または路盤工の撤去						←→				
	舗装表層工及び緑石工の改修						←→				
	併設する排水側溝の補修						←→				
城山稲荷神社地区	散策路舗装の新設整備							←→			
	併設する排水側溝の補修							←→			

### 4) 今後の課題

- ・ 城内すべての排水システムの総括的な改善は、排水管や集水桝の地中掘削を伴う工事となることから、史跡内の現有施設や地下遺構、既存樹の根茎などに大きく影響を与えることとなる。したがって、現況状況に基づいた強雨時の越流状況や降雨後の滞水状況などを現地にて把握し、遺構の保護と来城者の利便性・安全性に見合った柔軟な対策を必要とする。
- ・ 設計段階においては、滞水や越流など特に懸念される箇所・範囲を現地において流下状況や実測にて重点的に状況把握し、維持管理や簡易な補修を含めた具体的な手法を計画する

## 第2節 整備計画（重点分野以外）

本節では、重点分野以外の分野として、遺構保存計画、建物修復・復元計画、遺構表現計画、防災・防犯計画、管理・便益施設計画、公開活用施設計画、周辺環境保全計画、地域関連文化財等整備活用計画、整備関連調査計画、公開活用計画および管理運営計画の11分野に関する整備計画の内容を示す。これらの計画は、現時点での優先順位は低いが、長期的な方針として示すものである。ただし、条件が揃えば、短中期（10年以内）の着手もあり得る。

### （1）遺構保存計画

遺構には、地上に遺構が表出しているものと、地下に埋蔵されているものがあるため、それぞれの保存方法を次のように定める。

#### ア)地上に表出している遺構

##### 【松江城天守】

- ・城郭を構成する歴史的建造物であり、国宝にも指定されていることから、適切な保存に努める。具体的な保存・活用・管理方法については「重要文化財 松江城天守保存活用計画」（平成26年3月〔2014〕 松江市）に準拠することとする。なお、令和9年度（2027）から天守の保存修理工事を予定しており、その工事と調整を図りながら史跡内の整備を進める必要がある。

##### 【縄張・城郭を構成する要素】

（造成地形、縄張、土塁・土羽、石段、井戸）

- ・地表に露出し、風雨・雪といった気象の影響を常に受けるほか、見学者の歩行に伴う影響を受けやすいことから、目視による日常点検を中心として管理を行うほか、崩壊、損耗等がみられた場合は適宜補修を行う。

#### イ)地下に埋蔵されている遺構

- ・地下埋蔵遺構は、発掘調査の成果に基づき、必要に応じて保護措置を講じたうえで保存しているほか、一部の遺構では、平面表示や建造物復元を行って遺構の顕在化を図っている。
- ・今後は、第1節（5）で述べた排水設備計画に基づく適切な排水処理を推進するとともに、復元建物については、第1節（3）で述べた植生管理計画に基づく危険木の除去により、被害の未然防止を図る。

### （2）建物修復・復元計画

建物の修復および復元については、次のとおり実施する。

#### ア)建物修復計画

- ・対象となる建物は天守のほか、二之丸において復元を行った3棟の櫓および一ノ門、多門櫓等の復元風建造物とし、天災、人災に関わらず毀損等を生じた場合はその実態を調査し、修復計画を立案した上で原状回復を行う。

- ・今後、新たに建造物の復元を行った場合も、同様の措置とする。

#### 1) 建物復元計画

- ・建物の復元に当たっては、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を満たすよう、古写真、寸法の記載がある史料（指図等）および遺構の十分な調査研究を尽くす。
- ・すでに平面表示を行っている遺構については、主な柱位置等が特定されているため、更なる調査研究を推進することとするが、なかでも大手門については、その機能や規模などを鑑みると復元による視覚効果が極めて大きいものと推察されることから、今後も引き続き有力な古写真や史料等の収集ならびに復元へ向けた調査研究の推進を図ることとする。
- ・「復元風」との位置づけで建造した一ノ門、多門櫓等の建造物については、今後の調査研究の進展によって復元可能な情報が収集された場合、建替えによる復元を検討する。

### (3) 遺構表現計画

遺構の表現については、調査研究の成果に応じて建物の復元や平面表示等を実施するほか、デジタル技術の活用も含めた多様な手法によって見学者の理解を助けることとする。

#### ア) 現地における表現方法

- ・遺構の調査研究に基づき、建物の復元に必要な史資料等が整った場合は、前述の(2) 建物修復・復元計画の考え方に従って復元を行う。
- ・遺構の位置や敷地の範囲等が明らかとなったものについては平面表示を検討する。
- ・その他のものについては、引き続き史跡標柱による所在の表示を行う。
- ・これらの表現方法に加え、必要に応じてサイン等による遺構の解説を行うこととする。

#### イ) デジタル技術を活用した仮想的な表現方法

- 一部で試行している次のような取組みについて、さらなる拡大を検討する。
- ・VR（仮想現実）技術により、遺構の再現イメージを、ゴーグル等を通じて投影する。  
現在、松江歴史館において、松江城天守のVR体験会を定期的で開催中で、車椅子利用者や高齢者など登閣が難しい人でも天守内部の様子を疑似的に体験できるため、今後のさらなる活用場面を検討する。
- ・AR（拡張現実）技術により、実写映像に遺構の再現イメージを重ね合わせて表示する。  
現在、大手門についてすでに実施中であるが、今後は人的被害などの危険が予想される石垣周辺への立入制限が拡大する可能性があるため、安全な距離を保ちながら石垣の様子を観察する方法などでの活用が想定される。
- ・史跡標柱等においてQRコードを併記し、WEBサイトへアクセスすることで、遺構の再現画像や動画、豊富な解説情報等を取得可能とする。

#### (4) 防災・防犯計画

- ・天守を中心とする地震や火災を想定した防災対策は令和6年度までにひと通り完了しているため、今後はこれらの適切な保守管理に努める。
- ・二之丸の復元建造物（南櫓・中櫓・太鼓櫓・瓦塀）については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づき既設の設備（自動火災報知設備、消火器、避雷針）の更新の検討および火災の早期発見や初期消火に有効な設備の検討を進める。
- ・また復元風建造物についても、延焼防止の観点から、復元建造物に準じた対策の検討を行う。
- ・ゲリラ豪雨など突然の気象変動が頻発していることから、防災に関する総合的な避難誘導態勢の充実など、ソフト面の対策を進める。
- ・遺跡毀損行為の防止や早期発見の観点から防犯対策について検討するとともに、人感センサーの設置や防犯カメラの増設などの具体的な計画策定を進める。

#### (5) 管理・便益施設計画

管理・便益施設については、現状で基本的な機能は整備済みであるが、一部の建物について経年劣化が進行していることから、今後は次の方針にて管理、運用を図ることとする。

##### ア) 管理施設計画

- ・本丸の管理事務所および椿谷の公園管理事務所は経年劣化が激しいため、現状を詳細に把握した上で改修を行う。

##### イ) 便益施設計画

- ・「松江市公衆トイレの整備計画」（令和元年度〔2019〕策定）に基づき、松江城内の公衆トイレは令和7年度（2025）までにハイスペック化（ベビーシート、ベビーチェア、オストメイト対応設備、温水洗浄便座等）が完了したことから、今後は日常の保守管理を適切に行い運用していく。
- ・「復元風建造物」として建造した観光案内所、茶店（以上、二之丸下ノ段）および休憩所（本丸）は築年が浅いため、今後は日常の保守管理を適切に行い運用していく。
- ・椿谷の四阿は近年改修したものであるが、一部経年劣化が進んでいるものもあることから、今後は日常の保守管理を適切に行うとともに、必要に応じて補修を行っていく。
- ・ベンチについては、椿谷に設置したものの一部において、至近の樹木の根上がりに伴う傾斜が発生しているものがあることから、園路整備と併せて移設等の対応を検討する。

## (6) 公開活用施設計画

公開活用施設については、ガイドンス機能および見学機能の強化について、次のような整備、管理、運用を図ることとする。

### ア) ガイドンス機能の強化

- ・現状の主要なガイドンス機能としては松江歴史館（史跡外）、観光案内所（二之丸下ノ段）が整備済みであるため、今後も引き続きこれらの利活用を推進する。
- ・松江歴史館は、現状の主要動線（大手前～二之丸～天守〔本丸〕）から離れて立地することから、サイン計画の策定に合わせて案内誘導の強化を図る。松江歴史館が一体的に管理しているホーランエンヤ伝承館も同様とする。
- ・ガイドンス施設は場所が限られるため、第1節（4）で示したサイン計画のうち、解説サインの適切な更新・拡充を図ることにより史跡への理解促進を支援する。
- ・現在取り組んでいる史跡松江城内民有地の公有地化について、今後まとまった区域が確保できた場合、塩見縄手や城山西地区からの来城者に向けたガイドンスの拠点として整備することを検討する。

### イ) 見学機能の強化

- ・現状の主要な見学機能としては、天守および復元櫓3棟の内部公開を行っており、今後も引き続きこれらの取組みを推進する。
- ・植生管理計画において定めた史跡地内の天守に対するビューポイント（P.202 図6-12）および今後改正予定の松江市景観計画に合わせ、景観に配慮した一部樹木の伐採、剪定や、電柱・電線の移設等を検討する。
- ・必要に応じ、天守以外に対する「ビューポイント」の設置も検討する。（特徴的な石垣、造成地形、武家屋敷方面等の史跡外景観等）

## (7) 周辺環境保全計画

- ・ 史跡松江城周辺では、すでに「松江市歴史的風致維持向上計画」に基づく美観保存や歴史的なまちづくりが推進されていることから、本計画もこれらとの整合に十分配慮する。
- ・ 内堀を含めた史跡全体における鳥獣類、魚類、植生等の生態系に関わる調査研究を深め、史跡周辺エリアと一体的な環境保全に努める。
- ・ 一方、近年では、サギ類やカワウの大群が飛来・営巣しており、内堀沿い樹木の樹勢衰退や騒音トラブルの原因となっている。これらについては、専門家の意見を聞きながら、鳥獣と植生それぞれに配慮した環境保全、および来城者が快適に過ごせるような対策を検討する。

## (8) 地域関連文化財等整備活用計画

以下の施設については、史跡松江城に関連するガイダンス施設や、歴史的文化的につながりが深いものであるが、史跡指定地外に立地し、本整備基本計画において直接的に言及する対象ではないため、案内誘導サインの拡充やWEBサイトでの総合的な情報提供等、多方面からの支援施策を講ずることで、今後ともその利活用を推進する。

- ・ 松江歴史館（史跡松江城を含む地域関連文化財に係る総合的なガイダンス施設）
- ・ ホーランエンヤ伝承館（城山稲荷神社の式年神幸祭を紹介するガイダンス施設）
- ・ 武家屋敷（江戸時代初期から松江藩の中から上級藩主が住んだ屋敷跡）
- ・ 小泉八雲記念館（明治時代に日本文化を海外に紹介した作家・小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）の作品等を展示する施設）
- ・ その他、茶の湯文化にちなんだ茶室等

## (9) 整備関連調査計画

- ・ 史跡指定地内で行う施設等の整備に当たっては、遺構の保存に十分配慮した実施計画を立案するとともに、発掘調査により遺構への影響が及ばないことを確認する。
- ・ いずれの整備も原則として史跡を公開しながら行うこととなるため、工事ヤードの確保など、見学者への影響が最小となるような調査計画を立案する。

## (10) 公開活用計画

- ・ 史跡松江城はすでに公開活用が図られていることから、保存活用計画において示された基本的な運用形態は今後も引継いでいくこととする。
- ・ 一方で、保存活用計画策定後9年が経過していることから、同計画で課題とされた事項や策定後に明らかとなった課題、さらには、今後10年先を見越して想定される課題などを総合的に勘案した上で、必要に応じて再度検討を行うこととする。

## (11) 管理運営計画

- ・ (10) 公開活用計画と同様、すでに長年管理運営を行っている点を踏まえ、保存活用計画において示された基本的な管理運営形態を今後も引継いでいく。
- ・ 一方、保存活用計画策定後9年が経過していることから、以下の体制の枠組みは維持しつつ、管理運営体制のさらなる強化を図っていくものとする。

### ア)総合的な管理運営体制の強化

史跡松江城の管理運営に携わる行政機関や指定管理者が、整備基本計画の共有の機会を形成するとともに、史跡松江城に関わる管理上の問題や諸事業について積極的に情報共有を行うことにより管理運営体制の強化を図る。

### イ)専門家による検討会議の継続

適切な保存・管理や整備・活用を推進するため、専門的な知見に基づく助言・指導を行う専門家の会議である「史跡松江城整備検討委員会」を継続する。

### ウ)計画的かつ持続的な調査研究体制の構築

史跡松江城の構造と本質的価値を明らかにし、適切な保存・管理を推進するとともに、その歴史的価値をさらに高め、その成果を活かして魅力ある整備と活用を図るため、計画的かつ持続的な調査研究体制を構築する。

### エ)多様な主体による保存・管理の推進

史跡松江城保存活用計画および整備基本計画の理解を土台として、行政機関の支援のもと、市民や民間事業者を含む多様な主体の優れたアイデアや活力を活かした、史跡松江城の確実な整備推進を図るしくみを構築する。

